

財務書類4表について

1 作成基準

総務省が示している「統一的な基準」に基づき財務書類を作成しました。

2 対象会計の範囲

| | | | |
|--------|--------------------|------------------------|------|
| 連結財務書類 | 全体財務書類 | 一般会計等財務書類 | 一般会計 |
| | | 国民健康保険事業特別会計（事業勘定） | |
| | | 国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定） | |
| | | 介護保険事業特別会計（保険事業勘定） | |
| | | 後期高齢者医療特別会計 | |
| | | 水道事業会計 | |
| | | 下水道事業会計 | |
| | 佐野地区衛生施設組合 | | |
| | 栃木県後期高齢者医療広域連合 | | |
| | 栃木県市町村総合事務組合 | | |
| | 佐野市土地開発公社 | | |
| | 公益財団法人佐野市民文化振興事業団 | | |
| | 公益財団法人佐野市農業公社 | | |
| | 一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会 | | |
| | 株式会社どまんなかたぬま | | |
| | さのまちづくり株式会社 | | |
| | 株式会社さのスポーツキャピタル | | |

3 作成基準日

令和5年3月31日（令和4年度末日）を作成基準日としています。

令和5年4月1日から令和5年5月31日までの出納整理期間における収支については、作成基準日までに処理したものとみなして処理しました。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したのものとして調整しています。

4 財務書類の種類

(1) 貸借対照表

自治体が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対象表示した一覧表です。また、資産合計額と負債・純資産合計額が一致し、左右がバランスしている表であることからバランスシートとも呼ばれます。

地方公共団体の決算が、一会計年度の収入、支出の状況を表しているのに対し、貸借対照表は今までに蓄えられた財産の状況や将来に負担しなければならない借入金の状況などを全体的に把握することができます。

●資産とは

「資産」は、性質として大きく2つに分けられます。一つは、自治体が住民サービスを提供するために使用すると見込まれるもの（使う資産）、例えば、インフラ資産や施設などの有形固定資産が該当します。もう一つは、将来、自治体に資金流入をもたらすもの（売れる資産、回収する資産）、例えば、税金の未収金などが該当します。

●負債とは

「負債」は、将来、支払い義務の履行により自治体から資金流出をもたらすものです。負債に計上される主たる項目として地方債があります。地方債は、将来償還していく義務があるため負債へ計上されます。また、地方債は、公共資産など住民サービスを提供するために保有する財産の財源として見た場合、住民サービスを受ける世代間の公平性の観点から発行されると言われています。このため、負債は「将来世代が負担する部分」という見方ができます。

●純資産とは

「純資産」は、資産と負債の差額です。純資産に計上される主たる項目として補助金や一般財源があります。上記の地方債の場合と同様に住民サービスを提供するために保有する財産の財源として見た場合、純資産は「現在までの世代が負担した部分」という見方ができます。

(2) 行政コスト計算書

4月1日から翌年の3月31日までの1年間の行政活動のうち、福祉活動やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費（経常行政コスト）と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源（経常収益）を対比させた財務書類です。

「経常費用」と「経常収益」の差し引きから、さらに「臨時損失」と「臨時収益」を差し引きしたものが、「純行政コスト」となり、市税や地方交付税といった一般財源などで賄わなければならないコストを表します。

(3) 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が1年間でどのように変動したかを表している計算書です。

純資産の部は今までの世代が負担してきた部分ですので、1年間で今までの世代が負担してきた部分が増えたのか減ったのかがわかることになります。

(4) 資金収支計算書

行政活動を資金の流れから見たもので、性質の異なる3つの区分に分けて表示した財務書類です。3つの区分とは、「業務活動収支」、「投資活動収支」及び「財務活動収支」です。

「業務活動収支」には、人件費や物件費、社会保障給付などの支出と税収や手数料などの収入が計上されており、日常の行政活動による資金収支の状況が表示されています。

「投資活動収支」には、公共施設等の整備や基金への積立、貸付などの支出と、公共施設等整備の財源となる補助金、基金の取崩、貸付元金の回収などの収入が計上されており、固定資産や貸付金、基金にかかる資金収支の状況が表示されています。

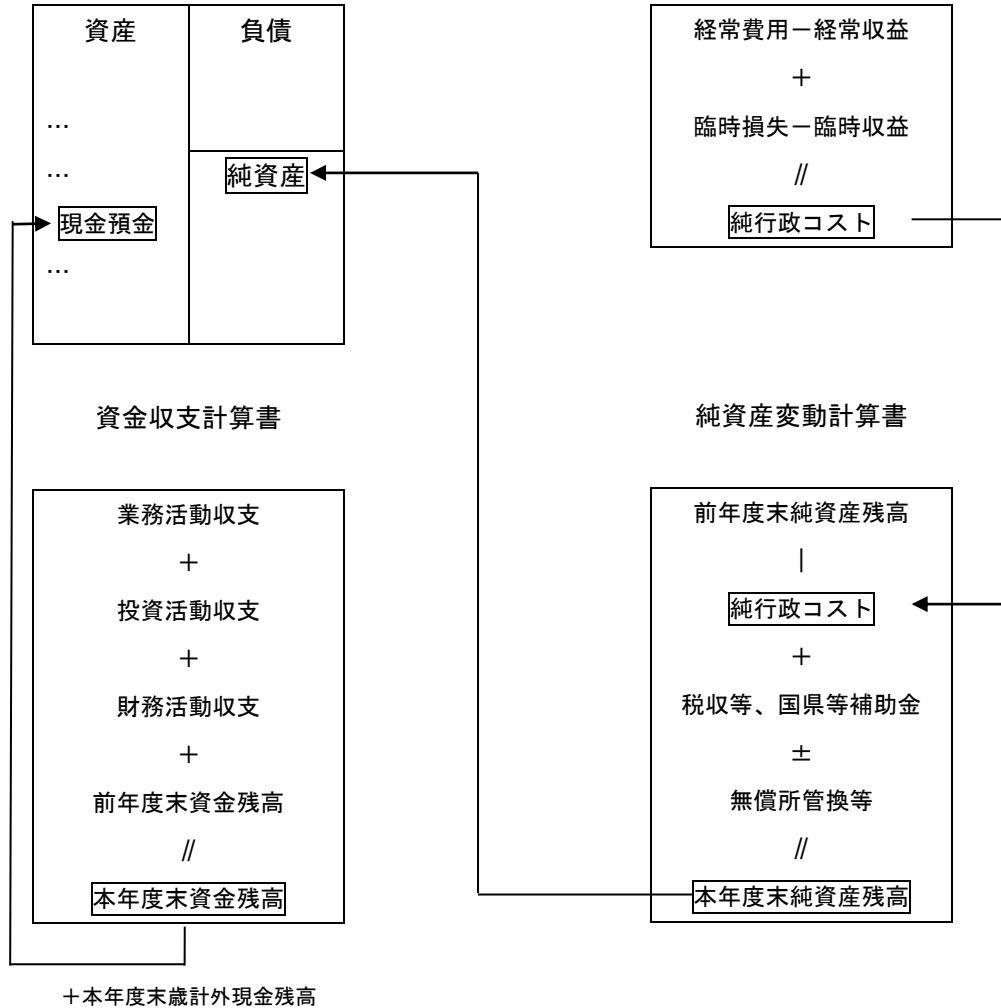
「財務活動収支」には、主に地方債にかかる借入と返済の状況が表示されています。

(5) 財務書類4表の関係

財務書類は4つの表から構成されていますが、4表の関係を示したのが次ページの図です。財務書類4表は、それぞれが結びついていますので、それぞれの数値が影響を及ぼします。

貸借対照表

行政コスト計算書



貸借対照表の純資産は、国・県からの補助金や自団体の財源で既に負担した部分を表していますが、この純資産の変動を表したものが純資産変動計算書になります。純資産変動計算書における純資産変動要因の主なものは、純行政コスト（純資産のマイナス要因）と一般財源・国県補助金受入等（純資産のプラス要因）ですので、純行政コストが一般財源・国県補助金受入等を上回れば純資産が減少し、逆に下回れば純資産が増加することになります。

貸借対照表は、左側が財産、右側が財源となっており、必ず左側の合計額と右側の合計額が一致しますので、純資産が減少するという事は、資産が減少あるいは負債が増加するという事になります。逆に純資産が増加するという事は、資産が増加あるいは負債が減少するという事になります。

すなわち、純資産変動計算書において、純行政コストが一般財源・国県補助金受入等を上回る（一般財源及び補助金受入等で純行政コストを賄いきれない）ということは、将来世代への蓄積である資産を取り崩すか、将来世代の負担である負債を増加させる結果になるということです。逆に一般財源・国県補助金受入等が純行政コストを上回る（一般財源及び国県補助金受入等で純行政コストを賄いきったうえで余剰が生じる）ということは、将来世代への資産をさらに蓄積するか、将来世代の負担である負債を減少させる結果になるということです。

行政コスト計算書は純資産変動計算書における純行政コストの詳細な内容明細です。1年間にかかった経常費用から受益者負担である経常収益を控除し、さらに臨時損失と臨時収益を加減することで、一般財源・国県補助金受入等で負担すべき純行政コストが算出されます。

資金収支計算書は歳計現金等の動きを表す計算書ですが、本年度末歳計現金残高に歳計外現金残高を加えたものが、貸借対照表の現金預金と必ず一致します。すなわち、資金収支計算書は貸借対照表に計上されている歳計現金等の増減明細ということになります。